ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　（略）

205　（略）

206　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものに限る。）については、細目告示別添百十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示別添百十九の規定に適合するものであればよい。この場合において、改正前の別添百十九の別紙１の６・１・の規定にかかわらず、ゼロドリフト及びスパンドリフトに関する試験前後の結果の差が同別添で規定する許容値を超えた場合は、協定規則第百六十八号の附則７の規則５・０・に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。ただし、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±６％を超える場合は、当該試験を無効とする。また、改正前の細目告示別添百十九「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」別紙２の５・１・の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表

（略）

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車	
二　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車	
イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	
ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　（略）	
三　令和十三年八月三十一日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	

207・208　（略）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

２～24　（略）

25　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

四　国土交通大臣が定める自動車

ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　（略）

205　（略）

206　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものに限る。）については、細目告示別添百十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示別添百十九の規定に適合するものであればよい。この場合において、改正前の別添百十九の別紙１の６・１・の規定にかかわらず、ゼロドリフト及びスパンドリフトに関する試験前後の結果の差が同別添で規定する許容値を超えた場合は、協定規則第168号の附則７の５・０・に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。ただし、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±６％を超える場合は、当該試験を無効とする。また、改正前の細目告示別添百十九「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」別紙２の５・１・の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表

（略）

一　令和十年九月三十日以前に製作された自動車	
二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車	
イ　令和十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	
ロ　令和十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　（略）	
三　令和十二年九月三十日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	

207・208　（略）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

２～24　（略）

25　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

（新設）